

沖縄県文化協会表彰要綱

1 趣旨

沖縄県文化協会は、地域の文化活動に参加し、文化の向上に尽くした個人及び団体に対して、その功績をたたえ沖縄県文化協会会長が表彰する。

2 表彰の名称

沖縄県文化協会功労賞・奨励賞・団体賞

3 表彰の範囲

(1)沖縄県文化協会功労賞は、文化活動、振興に著しく功労のあった個人。

(2)沖縄県文化協会奨励賞は、地域で文化活動に参加し、文化の向上に尽くした個人。

(3)沖縄県文化協会団体賞は、文化活動に実績を持つ団体。

4 表彰

表彰は年1回とする。

5 候補者の推薦

候補者推薦は、別に定める候補者推薦要領により市町村文化協会会長が行う。

6 被表彰者の決定

被表彰者は、推薦された候補者の中から、本協会の理事会に設置される審査委員会の審査を経て、本協会会長が決定する。

附則

この要綱は、平成 19 年4月1日から適用する。

この要綱は、平成 27 年4月1日から適用する。

この要綱は、平成 28 年5月 25 日から適用する。

候補者推薦要領

1 推薦方法

別記様式による候補者調書、活動歴、団体の概要(団体のみ)受賞者の写真、各1部を沖縄県文化協会会長あてに推薦する。

2 候補者推薦の例示等

(1)表彰要綱5の候補者とは、以下に該当する個人及び団体をいう。

ア 地域にあって、活発な文化活動を行い、文化の振興に功績のあった者。

イ 地域における伝統文化の保持、後継者の育成に携わった者。

ウ 文化団体の維持、創造活動に積極的に携わった者。

エ その他、市町村文化協会長が適当と認めた者。

(2)候補者推薦は、文化協会毎に、功労賞1人、奨励賞1人、団体賞1 団体とする。

(3)(2)の規定にかかわらず、会員数 600 人以上の市町村文化協会は、功労賞、奨励賞候補者をそれぞれ1名増やし、2名ずつ推薦することができる。

4 留意事項

(1)推薦にあたっては、調査及び審査を慎重にすること。

(2)候補者の国籍・年齢は問わない。

(3)個人表彰の対象者は、市町村文化協会の会員であること。

(4)活動実績は、功労賞候補者はおおよそ10年以上、奨励賞候補者はおおよそ5年以上、団体賞はおおよそ5年以上とする。

(5)(4)の活動実績は、文化協会の会員となつてからの年数とする。

(6)奨励賞を受賞した者は、3年以上経過した後、功労賞候補者として、推薦できる。

(7)団体表彰の対象は要領2(1)を充たしている団体であれば、各市町村文化協会に所属していない団体であっても推薦することができる。

(8)団体表彰の団体名は、活動実績が確認されていれば、名称が途中で変更されていても同団体とみなす。

附則

この要領は、平成 21 年4月1日から適用する。

この要領は、平成 28 年5月 25 日から適用する。

この要領は、令和元年7月 26 日から適用する。

この要領は、令和3年8月 10 日から適用する。